

第 2 次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定のポイント

1 数値の更新

本市の人口、世帯数をはじめ、各部門の活動に関する数値、温室効果ガス排出量等を、更新しました。

2 市民意識調査の結果

2021 年度（令和 3 年度）調査の結果が公表されましたので、地球温暖化対策に関する内容について、更新しました。

3 新目標等の設定

2030BaU、2030 ポテンシャルを新たに計算し、改定された国の地球温暖化対策計画や県の地球温暖化対策推進計画の目標を踏まえて本市の目標を設定しました。（資料 2-2 参照）

4 地球温暖化を防止する政策（5 つの柱）の目標を設定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条において、都道府県及び指定都市等（施行時特例市である本市を含む。）は、地方公共団体実行計画を策定し、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定めることとしています。この施策に関する事項については、下表のとおり、本市計画の「第 4 章 目標を達成するための対策」の「地球温暖化を防止する政策（5 つの柱）」が対応しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項	地球温暖化を防止する政策（5 つの柱）
1 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項	4. 再生可能エネルギーの利用の推進
2 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項	2. エコなライフスタイル・事業活動の実現
3 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	3. 地域環境の整備・向上
4 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第 1 項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項	5. 環境への負荷を低減する循環型社会の形成
新 5 前各号に規定する施策の実施に関する目標	今回、温対法第 2 1 条第 3 項第 1～4 号について、それぞれ目標を設定

しかし、改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」が、2022年（令和4年）4月1日に施行され、同法21条第3項に第5号において、第1～4号の施策の実施に関する施策目標を定めることとされました。そのため、本市計画においては、地球温暖化を防止する政策（5つの柱）ごとに施策目標を設定することしました。

5 具体的取組の追加等

令和4年度より実施の「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業」について追加しています。

6 改定スケジュール

年度	令和4 (2022)										
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	
			● 第1回		● 第2回	中間 答申	パブリック コメント	● 第3回	答申		改定 ・ パブリック コメント 結果公表